

所定疾患施設療養費について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内での対応について、以下の条件を満たした場合に評価されることとなりました。

◇算定条件

1. 対象となる入所者の状態は次の通りであること。
 - ・肺炎、尿路感染症、带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限り）
※入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、連続する 7 日を限度として月 1 回に限り算定。
※緊急時施設療養費と同時に算定することは出来ない。
2. 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
3. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
4. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。
公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

平成 30 年度

所定疾患施設療養費算定状況

（平成 30 年 4 月 1 日～

平成 31 年 3 月 31 日）

疾患名	延べ人数	延べ日数
肺炎	19	96
尿路感染症	85	388

	延べ回数
所定疾患施設療養費Ⅰ	345
所定疾患施設療養費Ⅱ	132